

# 要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年11月10日

要望団体名: 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部

| 要望項目                            | 取組状況等  | 県政への反映区分<br>※ | その後の対応 | 左の事由 |
|---------------------------------|--|---------------|--------|------|
| 1. PC技術の採用拡大について                | 構造物の工法選定に当たっては、現場条件や経済性、ライフサイクルコスト等の比較検討を行った上で、総合的に優位な工法を選定しています。  | A             |        |      |
| 2. 年度工事量の安定的な確保について             | 県では、国に対し、公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するよう要望を行っています。<br>今後も、地方創生の基盤となる社会資本の整備や国土強靱化の取組を推進するため、公共事業関係費の確保について国に要望していきます。  | B             |        |      |
| 3. 施工体制確認型総合評価落札方式対象工事の範囲拡大について | 施工体制確認型総合評価落札方式は、平成24年4月から失格基準を適用できないWTO対象工事において試行導入しているものです。<br>本県においては、ダンピング対策として低入札価格調査制度を的確に運用しているところであり、WTO対象工事以外の工事については、失格基準として失格基準価格や数値的判断基準を導入し、過度な価格競争による弊害の防止に努めているところです。<br>なお、昨年4月から、総合評価落札方式の適用工事の拡大などのダンピング防止対策の強化を図ったほか、本年4月には、国に合わせて調査基準価格の引き上げを行ったところです。<br>これまでの取り組みにより、平均落札率は平成24年度以降90%台で推移しているところであり、引き続き入札動向を注視しながら低入札価格調査制度を的確に運用していきます。 | C             |        |      |
| 4. 特別調査単価等の事前公開について             | 特別調査単価等積算に関する情報の事前公開については、今後、国や他県等の取組を参考としながら、公開方法を検討していきます。   | B             |        |      |
| 5. 総合評価型の改正について                 | 総合評価落札方式により発注される工事は、工事技術的難易度評価実施要領に基づいて難易度を評価し、その結果に応じて技術提案を求めるか決定しているところです。(A)<br>県内に営業所を有する者への加点及びプレストレストコンクリート技士資格の加点については、国や他県等の対応状況を注視しつつ、適切に対応していきます。(C:2)   | A:1、<br>C:2   |        |      |

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

## 「県政への反映区分」について

| 反映区分             | 記号 | 内 容   |
|------------------|----|---|
| 提言等の趣旨に沿って措置したもの | A  | <p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> |
| 実現に向けて努力しているもの   | B  | <p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの<br/>           (例)<br/>           ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの<br/>           ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの<br/>           ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>     |
| 当面は実現できないもの      | C  | <p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>  |
| 実現が極めて困難なもの      | D  | <p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>   |
| その他              | S  | 反映区分の選択になじまないもの   |
|                  | T  | 県民等からのお礼、感謝の類   |